

名古屋市熱田区選挙管理委員会告示第1号

選挙人名簿登録の移替え延期期間について

公職選挙法施行令（昭和25年4月20日政令第89号）第17条の規定により、第51回衆議院議員総選挙による選挙人名簿登録の移替え延期期間を次のように定める。

令和8年1月20日

名古屋市熱田区選挙管理委員会委員長 杉江俊文

1 登録の移替え延期期間

令和8年1月20日から選挙期日まで